地 域 医 療 従 事 医 師 確 保 事 業 費 補 助 金 交 付 要 綱

地域医療従事医師確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、東部地域の医療に従事する医師確保を図ることを目的として、大月市立中央病院(以下「補助事業者」という。)が実施する医師確保対策に要する経費に対し、予算の範囲内で地域医療従事医師確保事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率又は補助額)

- 第2条 前条に規定する事業に対する補助率又は補助額は、次のとおりとする。
- (1) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (3) (2)により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

	2	対	象	経	費	3	補	助	率
7,000 千円/1研究テーマあたりの寄附(ただし、1研究テーマあたり常勤医1名の1年以上の派遣が予定されていることを条件とする。)		業者が大	学病院等	をから常動 機関等に	動医の派遣対して、福	豊を			·

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

- 第3条 補助事業者は、知事が別に定める日までに補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類等を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地

方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額の うち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として 控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に よる地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以 下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明ら かでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

- 第4条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書(様式第2号)を 提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない 事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は この限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業(中止・廃止)承認申請書(様式 第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第3条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたと きは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとす る
- (5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に 係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減 額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

- 第5条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

- 第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払い とすることができる。
- 2 補助事業者は、概算払いの交付を受けようとするときには、概算払請求書(様式第5 号)を知事に提出しなければならない。

(派遣された医師の勤務実績報告書等の様式、提出期限)

- 第7条 補助事業者は、当該事業が完了した年度の翌年度の4月10日までに、医師勤務 実績報告書(様式第6号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。ま た、事業完了年度の翌年度末以降について勤務が継続している場合は、当該年度の翌年 度の4月10日までに、医師勤務実績報告書(様式第6号)を提出するものとする。
- 2 補助事業者は、派遣された医師の勤務期間終了時から起算して1箇月を経過した日までに、医師勤務期間終了報告書(様式第7号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算 して5年間、整備保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第9条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに、知事に報告しな ければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年8月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。